

民主党県議団

「集団的自衛権行使容認反対の陳情」を了承

民主党かながわクラブ
神奈川 県 議 団
早稲田 夕季

憲法カフェを開催

「憲法って何？憲法を変えてるってどういうこと？」

集団的自衛権の行使容認を巡り市民の方から不安の声をいただくなかで、6月17日に横浜弁護士会の太田啓子弁護士をお招きして、憲法の学習会を開催しまし

た。会場の御成町のカフェには赤ちゃん連れのママ達も参加して、「子どものためにも憲法を知ることができて良かった。友達にも話したい」と感想を語りました。

大切なのは私たちひとりひとりが憲法を知ること。鎌倉の憲法カフェが横浜や逗子・葉山でも広がりを見

「反対」「慎重審議」求める陳情が29件

神奈川県議会第2回定例

ないとしてきた「集団的自衛権の行使」が、国民的議論を経ないまま正当な憲法改正をせず、決められることは納得できません。さらに、専守防衛を基本とする平和憲法のもとに、国際紛争に武力行使で関わらない、人道的支援を貫いてきた日本の姿勢こそが、国際社会でゆるぎない信頼を築いてきたと考えます。

会の総務政策常任委員会に、「集団的自衛権行使容認に反対、また慎重審議を求める」意見書の提出を求め、陳情の団体からお話を伺い、民主党・かながわクラブは了承と判断しました。

陳情審査の結果は、民主党かながわクラブ、結い・維新の会の5人が了承、自民党、公明党、みんなの党、県政会の8人が了承でした。神奈川県議会として国に意見書を提出できなかつたことは大変残念ですが、



朝の駅頭活動9年

建設常任委員会

www.waseda-yuki.jp

早稲田 夕季



facebook、Twitterでも情報を発信中

☎0467・24・0573

歴代の政権において、現行憲法のもとでは認められ

引き続き反対の立場で訴えてまいります。